

みどり投資促進税制の対象機械一覧<令和6年6月28日時点>

※機械の効能、事業者の問い合わせ先等は、基盤確立事業実施計画の概要のページを参照ください。

機器等の種類	認定基盤確立事業者	名称	型式	販売開始日
乗用型管理機	カワサキ機工株式会社	蒸気除草機	KJST8	2024年6月28日

- 蒸気除草機は、茶園において搭載されたボイラーで沸騰させた蒸気を畝間に直接吹き付けることによって、茶樹に影響を与えることなく雑草のみを枯らすことができるため、化学農薬の使用低減に寄与。
- ホームページでの製品紹介・作業動画の配信に加え、展示会や実演会を開催し、全国の茶産地での普及拡大を目指す。

【主な事業内容】

- 蒸気除草機の普及・拡大により、茶園での化学農薬の使用低減に寄与するため、
- ・ホームページでの製品紹介・作業動画配信を行う
 - ・各種展示会や現地実演会を開催し、農業者にPRを行う
 - ・国内の営業所7拠点を主にしたサポート体制を構築に取り組む

【主たる事業所の所在地】

静岡県掛川市

【計画の実施期間】

令和6年6月 ～ 令和11年8月

【活用する支援措置】

みどり投資促進税制の対象機械の追加



蒸気を畝間に吹き付け



畝間の雑草が枯死

【問い合わせ先】カワサキ機工株式会社 営業本部（0537-27-1791）